

ハローワーク情報便

令和2年10月 (令和2年度 第7号)

ハローワーク砺波

〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目2-5
TEL 0763-32-2914

小矢部出張所

〒932-8508 小矢部市綾子5185
TEL 0766-67-0310

◆雇用情勢[令和2年8月(10月2日公表)]

有効求人数・・2,177人 有効求職者数・・1,752人 有効求人倍率・・1.24倍(原数値)

有効求職者数が前年同月比 22.0%増加、有効求人数は同比 11.4%の減少となりました。

有効求人倍率は前年同月を0.47ポイント下回りました。求人が求職を上回って推移しているが、求人の動きに弱さがみられるなど、注意を要する状況にある。

[参考] 全国の有効求人倍率 1.04倍(季節調整値) 県内の有効求人倍率は 1.14倍(季節調整値)

※詳細は 富山労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/>) をご覧ください。

◆雇用保険制度についてのお知らせ◆

◎離職証明書の離職理由の記載について(新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合)

令和2年5月26日以降に離職された方については、特定受給資格者または特定理由離職者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合、**給付日数の延長**の対象となる可能性があります。

この対象者を把握するため、離職証明書の作成に当たっては、以下の取り扱いにご留意願います。

- ・離職証明書の⑦離職理由欄が「4(2)重責解雇」「5(2)労働者の個人的な事情による離職」以外であって
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職の場合
- 具体的事情記載欄(事業主用)に記載した離職理由の末尾に「(コロナ関係)」と記載をお願いします。**

◎失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法の変更について

～対象者:離職日が令和2年8月1日以降の方～

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上(特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることが必要ですが、この「被保険者期間」の算入方法が改正され以下のように変わります。

改正前

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算。

改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、**または、賃金支払の基礎となった労働時間が80時間以上ある月**を1か月として計算。

このため、「離職証明書」を作成する際は、⑨欄と⑩欄に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を⑪欄に記載してください。

◎「給付制限期間」が2か月に短縮されます ～対象者:離職日が令和2年10月1日以降の方～

令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、**5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。**

※自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります。